

NissanConnect オペレータサービス 利用規約

本規約は、日産自動車株式会社(以下「当社」という。)がNissanConnect サービス基本規約(以下「基本規約」という。)の第2条に定める個別サービスとして提供する、「NissanConnect オペレータサービス」(以下「本オペレータサービス」という。)の利用に係る一切の関係に適用します。

第1条(本オペレータサービスの内容及び提供)

1. 本オペレータサービスのサービス内容、サービス提供条件に関する諸規定は、基本規約および本規約によるものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、基本規約が適用されます。
3. 本規約と基本規約の内容が異なるときは、本規約の内容が基本規約に優先して適用されるものとします。
4. 本オペレータサービスで提供するサービスの内容は、以下のWEBアドレス先のサイト(以下「本サイト」という。)に定めるものとします。
<http://www.nissanconnect.jp>

第2条(本オペレータサービスの利用申込み)

1. 本オペレータサービスの利用は、当社の指定する手続きに従い、本規約を承諾のうえ、当社に対し申込みものとします。なお、NissanConnect サービスの会員でない方(ただし、NissanConnect サービスの加入申込みと同時に本オペレータサービスに利用申込みされる方を除く)は、本オペレータサービスを利用できないものとします。
2. 本オペレータサービスの利用契約は、前項の申込みに対して当社が承諾したときに成立するものとします(利用契約における当社以外の当事者を、以下「本会員」という)。
3. 当社は、前項に基づき利用契約の申込みを承諾した後であっても、本会員が以下の各号のいずれかに該当していることが判明した場合は、事前に本会員に通知することなく、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 本会員が基本規約または本規約に違反した場合
 - (2) 申込み内容に虚偽がある場合
 - (3) その他当社が本会員として不適切と判断した場合

第3条(提供期間)

1. 本オペレータサービスの提供期間(以下「サービス提供期間」という。)は、当社と本会員との利用契約が成立した日から開始するものとし、当該開始日を含む暦月の末日の1年後の応当日に終了するものとします。なお、本会員は、サービス提供期間中といえども、退会する日の10営業日前までに当社が指定する手続きを行う事により、退会できるものとします。
2. 前項のサービス提供期間の終了日において、本会員が本オペレータサービスを終了していない場合、サービス提供期間は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 本会員が基本規約に基づくNissanConnect サービスの会員の資格を喪失した場合、本オペレータサービスの提供は直ちに終了するものとします。
4. 前各項の手続きを怠ったことにより本会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第4条(会費等)

1. 本会員は、本オペレータサービスの提供を受けるため、本サイトに規定される会費(以下「本会費」という。)を、サービス提供期間の初日および別途当社が指定する支払い期日までに、それぞれ支払うものとします。
2. 本会員は、本会費の支払いに関して当社の指定する支払い期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合、支払い期日の翌日から支払い日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た金額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第5条(本会費の取扱い)

当社は、申込みの取消し、退会その他理由を問わず、既にお支払いいただいた本会費の返還・精算は一切行わないものとします。

第6条(本会費の支払い手段)

1. 本会員の本会費の支払いに関しては、当社が認めた場合を除き、下記の内、本会員ごとに当社が承認した一つによるものとします。なお、会員とクレジットカード会社、金融機関などの間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任はないものとします。
 - (1) 事前販売店でサービス1年間ご利用クーポン(以下「利用券」という。)の購入による支払い(初年度1年分のみ)
当社が承認した販売会社の指定する利用券を購入することにより年会費を支払えるものとします(利用券はディーラーオプションとして購入が可能です)。ただし、利用券購入による支払いは申込み初年度1年分のみできるものとします。
 - (2) クレジットカードによる支払い
当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約に基づき支払うものとします。ただし、使用するカードの名義は、会員契約の名義と同一名義であることを条件とします。
 - (3) 払込用紙による支払い
当社が作成した払込書により、当社が指定した金融機関(以下「金融機関等」という。)で支払うものとします。なお、当該払込に手数料が必要となる場合は、本会員が負担するものとします。コンビニ支払いは今回ご用意していません。
2. クレジットカード会員番号の変更、クレジットカード会員の解約その他理由を問わず、当社の指定日までに支払いがなされなかったときは、クレジットカード会社または金融機関等から連絡を受け、当社または次条に規定の本委託先が請求することがあることを、会員は了承するものとします。

第7条(収納代行)

当社は、料金の収納を当社が別途指定する委託先(以下、「本委託先」という。)に委託または代行させることができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。なお、本委託先は、本サイトにて案内するものとします。

第8条(請求書・領収書の省略)

本オペレータサービスの料金の請求書および領収書については、クレジット会社からの請求書もしくは領収書または払込用紙の払込人控え等をもって、これに代えるものとします。

第9条(注意義務)

本会員は、本オペレータサービスの利用において、安全な運転の支障とならないよう十分注意して利用するものとします。なお、当社は、本会員の本オペレータサービスの利用中に発生する事故、道路交通法違反等につき、何らの義務および責任を負いません。

第10条(本規約の範囲)

当社が本オペレータサービスに関して定める一切の規約、運用規定および通知等並びに基本規約は本規約と一体のものとして、本会員はこれを遵守する義務を負うものとします。

(附則)

この規約は、平成29年7月4日から改訂実施します。